

福島市観光PRキャラクター「ももりん」着ぐるみ取扱規程

【趣旨】

第1条 この規程は、福島市観光PRキャラクター「ももりん」及び「ブラックももりん」の着ぐるみ並びに当該着ぐるみの付属物（以下「着ぐるみ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

【使用の申請】

第2条 着ぐるみを使用する者は、事前に空き状況を確認し、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式1号）を一般社団法人 福島市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

【使用の許可】

第3条 協会は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 福島市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、協会が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

【使用上の遵守事項】

第4条 使用者は、次の各号にあげる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期限を遵守すること。
- (3) 着ぐるみが汚損しないよう努めること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 運搬にあたっては、着ぐるみに変形することがないように、取り扱いには細心の注意を払うこと。
- (7) 着ぐるみを着用・着脱は、絶対に周囲の人目につかない場所で行うこと。また、着ぐるみの着脱や使用の際は、全号を遵守するため介添え者と共に行うこと。
- (8) 着用中に人前でしゃべるといった行為は厳に慎むこと。
- (9) 使用後は陰干しし、完全に乾燥した状態で返却すること。
- (10) 第3条の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。
- (11) その他、協会が特に付した条件に従って使用すること。

【使用許可の取り消し】

第5条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反した事実が判明したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、協会は一切その責めを負わない。

【原状復帰】

第6条 着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング又は修繕を行い、現状に復さなければならない。

- 2 修繕により現状に復すことができない場合は、製作し直しにかかる一切の経費を負担しなければならない。

【使用料】

第7条 着ぐるみの使用料は別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者は使用料を着ぐるみ借受時までには納付しなければならない。ただし、振込入金はこの限りではない。
- (2) 納付方法は、現金または振込とする。

【使用料の免除】

第8条 着ぐるみの利用については、次に掲げる事項に該当する場合は減免とし、使用料は無料とする。

- (1) 官公庁が公用に使用するとき。
- (2) 福島市に所在のある保育及び教育施設（保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）が使用するとき。
- (3) その他、協会が適当と認めるとき。

【協会の責任】

第9条 着ぐるみを使用したことにより、使用者が被った被害・損害等に対しては、協会は一切その責めを負わない。

【補足】

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は協会が別に定める。

(別表1)

	使用料（1回の期間中）
ももりん	7,000 円
ブラックももりん	9,000 円

附 則

この規程は、平成24年 3月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年 5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 5月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 2月 1日より施行する。